

防犯マニュアル

不審者対応

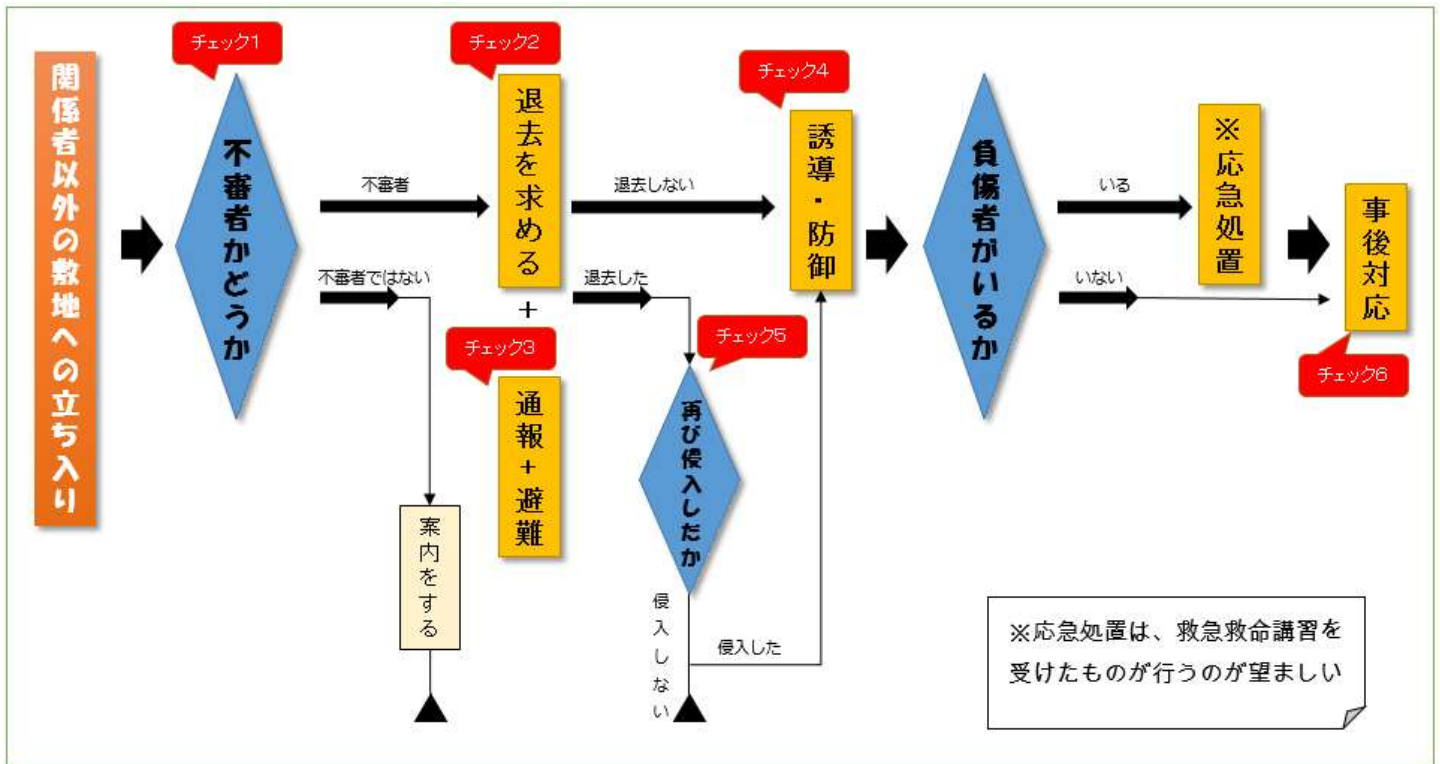


Copyright©2018 <http://www.digipot.net> All rights reserved.

目次

1. 不審者対応フロー. . . P3
2. チェック1 不審者かどうか. . . P3
3. チェック2 退去を求める. . . P5
4. チェック3 通報+避難. . . P5
5. チェック4 誘導・防御. . . P7
6. チェック5 再び侵入したか. . . P7
7. チェック6 事後対応. . . P7

1. 不審者対応フロー



2. チェック1 不審者かどうか

●不審者の定義

不審者とは 「敷地内に、正当な理由なく侵入してきた者」 の事を言う
以下の手順で不審者かどうかを確認する。

① 外見を確認する

顔の確認できないフルフェイスヘルメット等をかぶっている、刃物やバットなどの凶器を持っている、泥酔している など、明らかな場合は不審者と見なす。

外見上の明らかな不審者を施設内で確認した場合は、即座にチェック3の「通報+避難」の段階に向かう。

② 声掛けを行い要件を伺う

- ・ 声掛けを行う際は1～1.5m程度離れた位置から行う。
- ・ 児童の関係者を名乗る場合は、児童の名前クラスを確認する。
- ・ 業者の場合は目的を確認する。

<参考例>

「こんにちは。

(施設名) のものです。本日はどのようなご用件でしょうか？」

↑施設名を名乗り、個人名を名乗るのは控えましょう。

出来る限り丁寧な口調で、笑顔で接しましょう。

3. チェック2 退去を求める

① 周りの職員に声掛けをする

不審者の疑いのあるものが施設内にいる事を周囲の職員に知らせる。

声掛けを行う担当、通報を行う担当を決める。

通報を行う担当は、

- ・ 出来る限り現場職員よりも事務や調理などが望ましい。

(児童、高齢者を避難させる担当者を必ず確保する)

- ・ 警備会社への通報リモコンを持つ。

(不審者対応者を確認できなくなる位置にある場合は後回し)

② 丁寧に、敷地および敷地周辺から退去いただくように求める。

<参考例>

「お急ぎのご用件が無い様ですので、本日のところは施設内には入る事が出来ません。すみませんが、あちらからご退出お願いいたします。」

↑丁寧な口調で、相手を刺激しないようにする

4. チェック3 通報+避難

来訪者が不審者であった場合、通報を行い、児童・高齢者の避難を行う。

通報

- ① 不審者であると判定したことを通報担当に伝える
手を大きくパーにしてまっすぐに頭上に上げる。
通報者が確認できる様、最低5秒上げる。



- ・ 119番通報 … 非常ベルを鳴らす。
- ・ 110番通報 … 出来る限りGPS機能のついた携帯電話を用いる

<警察への対応 例) 如水こども園>

「中津市是則 如水こども園 です。

園内に不審者が侵入しました。

私は職員の〇〇です。

侵入者は、(人数) (性別) (体形) (服の特徴) です。

(負傷者が居ればその旨も伝える)」

- ・ 伝 達 … 安易に「不審者だ!」と大声を出すと興奮させてしまう
危険があるので職員や児童にはキーワードで伝える
如水こども園 ; 「いかのおすし」
なずな児童クラブ ; 「スズメバチがきたぞ」

警察への通報は複数人が複数回行ってよい

避難

- ・ 複数担任のクラスは手分けしてトイレ、ベランダなどの死角に児童や高齢者がいないか確認する。
- ・ 不審者から目の届かない位置に避難する。
- ・ 避難後は必ず人数確認をして園長・主任・管理者・リーダー等に連絡する

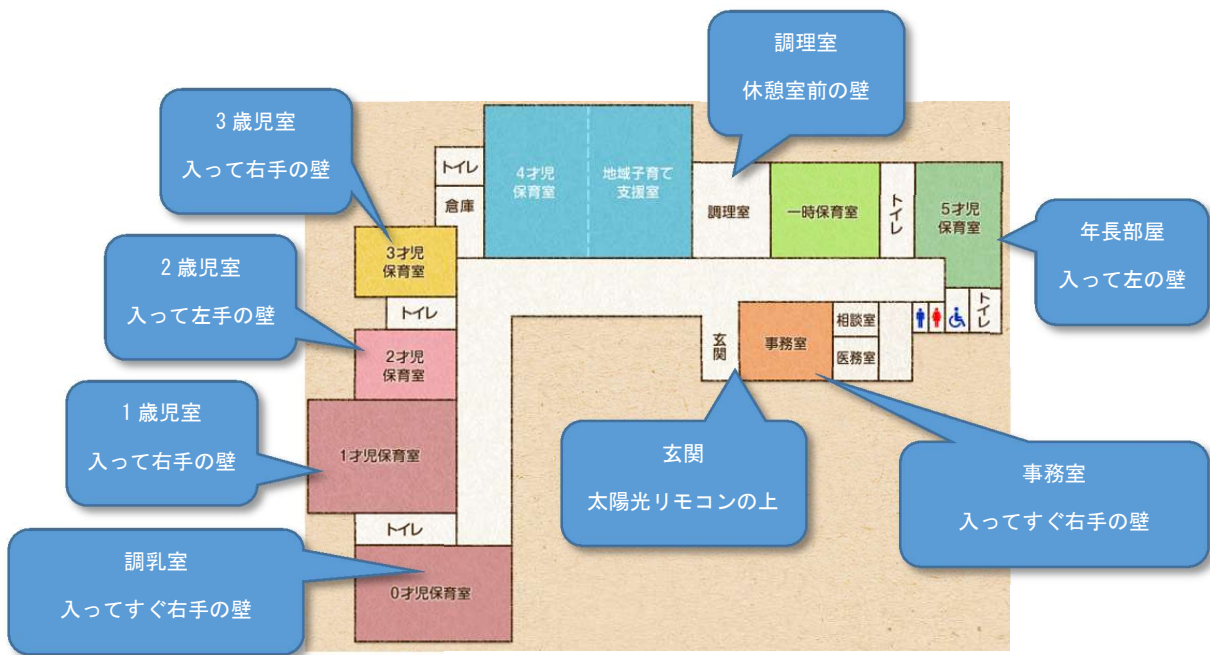


図1. 如水こども園 緊急通報（アルソック）ボタンの場所

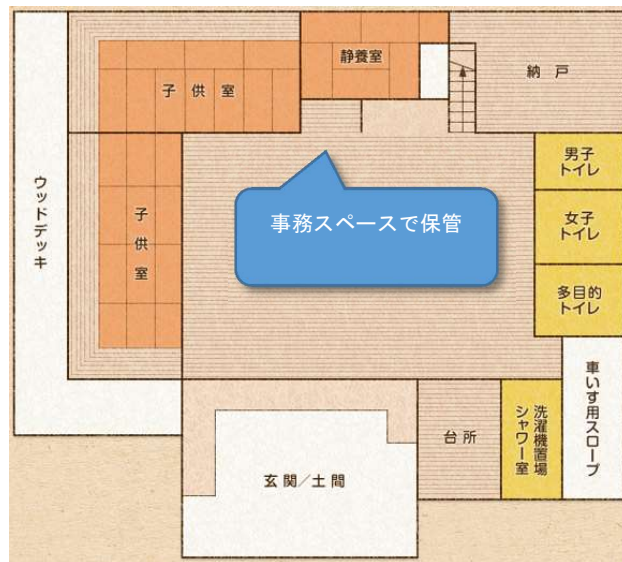


図2. なすな児童クラブ 緊急通報（セコム）ボタンの場所

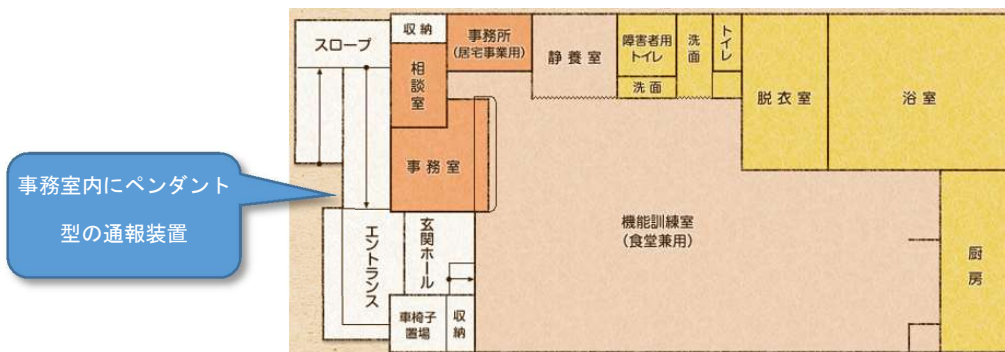


図3. なんくる家 緊急通報（アルソック）ボタンの場所

5. チェック4 誘導・防御

誘導

誘導とは、児童や高齢者から不審者を遠ざける位置に誘導する事を言う。

誘導に応じない場合は無理をしない。

特に暴言や暴力的な行動をとる不審者には絶対に近づかない。

防御

防御とは、不審者から児童や高齢者の注意をそらさせ、近づかないようにする事を言う。不審者との距離を取る事を主目的とする。

身近なものを手に取り、こちらの意思が通じなかったり暴力的な行動をとったり等、不審者への威嚇を行う。訓練を受けていない者が“攻撃”を加えると道具等を取られて武器を与える結果になる事があるため注意。

手近なものを手当たり次第に投げるのも有効。

<身近な道具 例>



6. チェック5 再び侵入したか

退去に応じた不審者が再び侵入を試みる可能性があるため、不審者対応を行った職員はしばらく侵入経路を監視する。

7. チェック6 事後対応

- ・中津市役所に連絡して状況報告

(子育て支援課☎0979-22-1129、介護長寿課☎0979-22-1111)

児童, 高齢者, 職員の心のケアを図るため専門家の派遣を依頼する。

- ・その他、警察や消防など連絡できなかった各機関に状況報告をする。
- ・民生委員や区長など、地域の役員に状況報告を行う。

改訂履歴

作成日 2017年8月18日

作成者 社会福祉法人如水福祉会 事務長 土田秀仁

作成日 2019年8月6日

作成者 社会福祉法人如水福祉会 事務長 土田秀仁